

電子郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(取扱内容)</p> <p>第38条 内容証明の取扱いをする場合のインターネット利用型電子郵便（以下「電子内容証明郵便」といいます。）の取扱いは、当社が別に定める事業所において、次により、これをします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に規定する電子内容証明の取扱いをすること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ イの規定により証明された謄本は、差出人にこれを配達記録郵便とする郵便物により送付するとともに、差出事業所において、アの規定により記録した通信文等その他謄本に係る情報を電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(取扱内容)</p> <p>第38条 内容証明の取扱いをする場合のインターネット利用型電子郵便（以下「電子内容証明郵便」といいます。）の取扱いは、当社が別に定める事業所において、次により、これをします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に規定する電子内容証明の取扱いをすること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ イの規定により証明された謄本は、差出人にこれを当社が別に定める取扱いとする郵便物により送付するとともに、差出事業所において、アの規定により記録した通信文等その他謄本に係る情報を電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p align="center">附 則 (平成20年9月19日 郵政第66号)</p> <p align="center">この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。</p>	